

相手国政・機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ケニア	西部地域県病院整備計画のため ニア共和国政府との間の交換公文	西部地域県病院整備計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	70,000千円 H20. 1. 9まで	H19. 1.10 (同日)	日本側 富村智在ケニア大使 ナイロビ ケニア側 アモス・キムニ ヤ財務大臣	H19. 1.23 32号
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	ケニアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むケニアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の關係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,300,000千円 ----- ----- ----- ----- -----	H19. 2.28 (同日)	日本側 富村智在ケニア大使 ナイロビ ケニア側 アモス・キムニ ヤ財務大臣	H19. 3.12 134号
ケニア	西部地域県病院整備計画のため ニア共和国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	1. 病院施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	1,263,000千円 (H19年度 168,000千円) H20. 3.31まで ----- ----- ----- ----- -----	H19. 5.30 (同日)	日本側 大村昌弘在ケニア 臨時代理大使 ナイロビ ケニア側 アモス・キムニ ヤ財務大臣	H19. 6.11 344号
ケニア	地方給水計画のための贈与に關する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	530,000千円 H20. 3.31まで	H19. 5.30 (同日)	日本側 大村昌弘在ケニア 臨時代理大使 ナイロビ ケニア側 アモス・キムニ ヤ財務大臣	H19. 6.11 345号
ケニア	ケニア放送公社番組ソフト整備計画のための贈与に關する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	ケニア放送公社番組ソフト整備計画を実施するために必要な役務の供与	40,400千円 H20. 3.31まで	H19. 9.18 (同日)	日本側 大村昌弘在ケニア 大使館公使 ナイロビ ケニア側 アモス・キムニ ヤ財務大臣	H19.10.2 548号
ケニア	H I V - A I D S 対策計画のための贈与に關する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	365,000千円 H20. 3.31まで (同日)	H19. 9.18 ナイロビ 日本側 大村昌弘在ケニア 大使館公使 ケニア側 アモス・キムニ ヤ財務大臣	H19.10.2 550号	
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	ケニアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むケニアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の關係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,500,000千円 ----- ----- ----- ----- ----- (同日)	H19.11.20 ナイロビ 日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ケニア側 アモス・キムニ ヤ財務大臣	H19.12.10 658号	

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。  
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。